

## 第1回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会 再犯防止分科会

日時：令和元年12月25日（水）午前10時～

会場：白山会館 2階 大平明浄の間

（司会）

皆さま、おはようございます。定刻になりましたので、ただ今より、「第1回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会 再犯防止分科会」を開催いたします。本日はご多忙の中、お集まりいただきまして厚くお礼申し上げます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、福祉総務課課長補佐の高橋と申します。どうぞよろしくお願いたします。

始めに、配布資料の確認をお願いいたします。使用いたします資料は、本日机上配布してあるものと、先日郵送し、ご持参をお願いしたものがございます。始めに本机上配布させていただいた資料から確認させていただきます。

始めに本日の「座席表」でございます。その次に「日程調整表」、それから「返信用封筒」でございます。

続いて、事前に送付させていただいた資料の確認をお願いいたします。先月開催いたしました「第1回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会」で使用した資料と、本日使用する資料がございます。まずは、第1回の計画策定・推進委員会全体会で使用した資料でございます。資料1「新潟市地域福祉計画策定・推進委員会名簿」、資料2といたしまして「新潟市地域福祉計画策定・推進委員会開催要綱」、資料3といたしまして新潟市地域福祉計画の「現在の計画の概要版」、資料4といたしまして「国の動向等」ということで2枚組になっております。資料5といたしまして「新潟市地域福祉計画の位置づけ」、資料6といたしまして「関連する計画と計画期間」、資料7といたしまして「新潟市統計情報」、資料8といたしまして「令和元年度新潟市の地域福祉に関するアンケート結果報告書」、資料9といたしまして「新潟市地域福祉計画 体系案」、資料10といたしまして「新潟市地域福祉計画 改定スケジュール」、以上でございます。

次に、本日使用する資料でございます。資料Aといたしまして「新潟市統計情報（再犯防止関係）」、資料Bといたしまして「新潟市地域福祉計画 体系案（地方再犯防止推進計画策定の手引きとの比較）」、資料Cといたしまして「新潟市地域福祉計画 再犯防止に関連する事業について」、資料Dといたしまして「国の再犯防止推進計画」、最後に資料Eといたしまして「地方再犯防止推進計画策定の手引き」、以上でございます。不足がございましたら事務局にお知らせください。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、会議の公開及び議事録の取り扱いについてご説明いたします。

まず、会議の公開についてですが、本市の指針によりまして、会議は原則として公開することとしております。この委員会につきましても、傍聴が可能となっております。そして、会議の内容につきましても市の指針により議事録を作成し、後日、ホームページなどで公開

することとなっております。また、議事録作成のため、録音させていただきますことをご承知おきください。

続きまして、福祉総務課長よりご挨拶申し上げます。

(福祉総務課長)

皆さん、おはようございます。福祉総務課長の野本と申します。よろしくお願ひいたします。本日は年末のお忙しい中、再犯防止分科会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、皆さまからは分科会委員をお引き受けいただきまして、併せて感謝申し上げます。この再犯防止分科会について、簡単に私のほうから説明させていただきます。

既にお送りした資料等でございますが、私どもが所管している計画で地域福祉計画というのがございます。この地域福祉計画は2015年から2020年までの6年間の計画でございます。令和2年に最終年度を迎えるということで、令和3年から次期計画をスタートさせるため、先月の11月28日に第1回策定委員会を開催したところでございます。現計画でございますが、既に5年たっておりまして、この間、国もいろいろと動きがございました。その中で再犯防止推進法が制定され、また、国の再犯防止推進計画が策定されました。それに基づき、都道府県や市町村が計画を作ることが努力義務化されたことを受け、私どもも計画策定に着手しなければならないと考えています。そして、再犯防止計画につきましては、地域福祉と非常に密接に関わっているということもあり、地域福祉計画の中で一体的に策定していこうと考えています。そういった中で分科会を設け、来年の3月まで皆さま方からいろいろとご意見等をいただき、計画案を策定し、来年度以降、本体の計画と合わせて、1年かけて審議していきたいと考えているところでございます。

再犯防止の関係でございますが、私どもも実際に直接業務等に携わっていないこともございまして、本日お集まり皆さま方から専門的なご意見、ご説明等をいただければ幸いです。地域福祉計画と一体となった実効性のある計画を策定していかなければならないと考えておりますので、どうぞ忌憚のないご意見等いただければ幸いです。本日はよろしくお願ひいたします。

(司会)

今回は初めての分科会でございますので、委員の皆さま方の自己紹介をお願いしたいと存じます。全体会の資料1の名簿に従いまして、簡単で結構でございますので委員の皆さま方から自己紹介をお願いしたいと存じます。座席の並びがその名簿の順番になっておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、始めに石曾根委員から順番にご挨拶をお願いしたいと思います。

(石曾根委員)

おはようございます。県の就労支援事業者機構の協力雇用主会を代表して出ております

石曾根といいます。今日は遠い妙高市からやってきました。よろしくお願いいたします。

(内山委員)

新潟少年鑑別所長をしております内山といいます。よろしくお願いいたします。私はたぶん一番近い少年鑑別所ですけども、陸上競技場のすぐ近くにありますので、一番近いところから来たと思いますが、よろしくお願いいたします。

(榎本委員)

新潟刑務所で首席矯正処遇官企画担当をやっています榎本といいます。よろしくお願いいたします。やはり刑務所の収容状況というのは高齢化等が進みまして、福祉支援がないとなかなかどうにもならないという場面で皆さんの多大なるご協力を得て、今運営しているところでございます。今後ともひとつよろしくお願いいたします。

(尾崎委員)

失礼いたします。新潟少年学院首席専門官の尾崎と申します。当院は長岡市に所在しておりますが、新潟県内にある少年施設ということで今回の会議にお招きいただいていると理解しているところです。当院の特徴ですが、犯罪的傾向の進んでいない16歳5カ月以上の少年を収容する施設ということになります。収容定員が80名のところ、本日現在で53名、大体70%弱程度の収容という状況になります。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(佐々木委員)

おはようございます。新潟保護観察所の佐々木と申します。よろしくお願いいたします。本当に日ごろより保護観察対象者、生活環境調整の対象者、市の多くのご支援、あとは区のご支援をたまわりまして本当にありがとうございます。現在、うちのほうとすると、下は中学生から上は大体70、80までといった方々と思いますけど、そういった方々のご支援を保護司さんと一緒にさせていただいているところです。今後ともより福祉的なもの、本当にここ、覚醒剤の関係とか、様々な関係で市の方、区の方とご支援をしていただきながら一緒に、1人でも多く住みやすいというのですかね。生きやすい感じになればいいなあというふうには思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(鈴木委員)

新潟県弁護士会に所属しています、弁護士の鈴木麻理絵といいます。よろしくお願いいたします。私は弁護士会で刑事弁護委員会にも所属していて、刑事弁護の弁護人の活動もしています。あとは、弁護士会と、あと一般の方々に協力させていただいて、NPO法人で「子どもセンターぽると」というのもやっています、そこの理事もやっています。子どもの、主に10代後半の女の子を中心に子どもシェルターということで、シェルターの運営活動もしてい

ます。そういう観点からも再犯防止の活動にも力を入れていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

(寺山委員)

新潟市保護司連絡協議会の会長を務めています寺山と申します。保護司会は今、全国で約5万2,000ですか、それをちょっと割ってしまして4万9,000ぐらい。そのうち新潟県では21地区あって、12月現在では938名がおりますが、そのうち新潟市では4地区に分かれています、新潟市の合計の保護司数は275名、うち82名が女性です。新潟市は中央区保護司会というのと、それは中央地区保護司会というのは中央区と西区が1つ、それから新潟東地区保護司会は東区と北区、それから新潟中蒲地区が江南区と秋葉区、それから新潟西蒲・南地区保護司会が南区と西蒲区で1つというかたちでの4つの会があって、その連合会で会長を務めております。それで大変私事ではありますが、教誨師も務めていますのでよろしくをお願いいたします。

(二木委員)

おはようございます。新潟地区更生保護女性会の二木でございます。新潟市内では6つの地区に分かれて更生保護女性会の活動をしておりまして、現在大体400人ほどで女性のみですが、楽しく、また、保護司会と連携した地域の支える事業ということでやっております。なかなかなじみがないボランティア団体ですので、これを機会に皆さんに知っていただいたり、また地域の皆さんにもその心が浸透するようになればなあと考えております。よろしくをお願いいたします。

(丸田委員)

おはようございます。新潟医療福祉大学の丸田と申します。よろしくをお願いいたします。社会福祉士、それから精神保健福祉士を養成している大学でありまして、卒業生の多くがとは言えないのですが、新潟県をはじめ全国の自治体で更生保護の仕事で頑張っております。また、私自身は新潟県の地域生活定着支援センターの設立についてお手伝いさせていただいた経緯がありますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(本山委員)

新潟地方検察庁の統括捜査官で本山と申します。よろしくをお願いいたします。検察庁では再犯防止、社会復帰支援を担当しております。やはり高齢者の方、障がいをお持ちの方、あるいは、住居がないとか、職業がないとか、あるいは引きこもりの方の犯罪が若干増えてきております。検察庁では入口支援と申しまして、矯正施設出所の方が出口支援というのに対しまして、矯正施設に入る前の段階でそういう方の支援をしていくということで取り組んでおります。よろしくをお願いいたします。

(山本委員)

おはようございます。更生保護施設新潟川岸寮を運営しております、更生保護法人新潟県保護会の理事長を仰せつかっております山本でございます。よろしくお願いいたします。委員の皆様それぞれの機関・団体、並びに新潟市様からは日頃大変お世話になっております。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

(司会)

ありがとうございました。続きまして、事務局を紹介いたします。保護室長の新飯田でございます。

(事務局)

生活保護制度と生活困窮者支援の担当をしております新飯田と申します。よろしくお願いいたします。

(司会)

係長の大谷です。

(事務局)

大谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

係長の今井です。

(事務局)

今井です。よろしくお願いいたします。

(司会)

担当の横山です。

(事務局)

横山でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

同じく担当の真島です。

(事務局)

真島です。よろしくお願いします。

(司会)

同じく担当の蕪澤です。

(事務局)

蕪澤です。よろしくお願いいたします。

(司会)

また、計画の関係課といたしまして、障がい福祉課、高齢者支援課、地域包括ケア推進課、こども家庭課、児童相談所、市民生活課、男女共同参画課、こころの健康センター、雇用政策課、住環境政策課、契約課、学務課、地域教育推進課、学校支援課、各区の健康福祉課も参加させていただいております。皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。分科会長が選任されるまでは、私のほうで進行させていただきます。

始めに、議事(1)の分科会長の選出についてでございます。委員の皆さまからの推薦をお受けしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。なお、議事録作成のためお名前をおっしゃってからご発言くださいますようお願いいたします。本山委員をお願いします。

(本山委員)

検察庁の本山と申します。会長さんにつきましては事務局に一任したいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

(司会)

はい、ありがとうございます。ただ今、本山委員から事務局一任というご意見がありましたが、皆さまよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは事務局から説明させていただきます。

(事務局)

事務局でございます。事務局としましては、新潟市地域福祉計画策定・推進委員会では丸田委員から委員長を務めていただいております。また、県の再犯防止推進計画策定委員会の委員長も丸田委員が務めております。以上のことから、丸田委員に分科会長を務めていただ

ければと考えておりますが、いかがでございますでしょうか。

(拍手)

(司会)

ありがとうございます。それでは、皆さま異議なしということでありがとうございます。分科会長の丸田委員におかれましては分科会長席へご移動お願いいたします。

ありがとうございます。それでは、分科会長より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

(丸田分科会長)

ただ今、分科会長に選出いただきました新潟医療福祉大学の丸田でございます。あらためてどうぞよろしくをお願いいたします。

まず最初に、地域福祉計画に再犯防止の推進に関する事項を盛り込んでいただく方針の決定をしていただいたことに対して、本当に心から感謝を申し上げたいと思います。それがまず1点であります。

それから、各委員の皆さまにおかれましては、新潟市における再犯防止に向けた現状と課題をどう捉えるのか、その現状と課題を捉えた上でこの計画の中にどういった事柄をどのように反映をさせていくのか、この点についてぜひ活発なご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。それでは、以降の会議につきましては分科会長から進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

(丸田分科会長)

では、次第に沿って議事を進めてさせていただきます。

議事の(2)第1回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会(全体会)について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の大谷でございます。恐れ入ります。座って説明させていただきます。

11月28日に開催しました「第1回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会」についてご説明させていただきます。11月28日にご参加いただいている委員の皆さまには重複する説明になってしまいますが申し訳ございません。

始めに資料1をご覧ください。左側に記載させていただいている新潟市地域福祉計画策定・推進委員会につきましては、いわゆる全体会として、新潟市地域福祉計画の全体につい

てご意見をいただきます。右側に記載しています成年後見制度分科会、再犯防止分科会については、それぞれの分野、個別の制度につきまして専門的なご意見をいただくもので、本日は再犯防止分科会として開催させていただいています。

次に、資料2「新潟市地域福祉計画策定・推進委員会開催要綱」をご覧ください。委員会の開催について定めているもので、第7条のところに分科会の開催について記載をしています。

次に、資料3「新潟市地域福祉計画 概要版」をご覧ください。こちらは、現在の計画の概要版となっております。

中面の見開きページをご覧ください。左側の「地域福祉について」「計画策定の背景と趣旨」「地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係」については記載のとおりで、次期計画の位置づけについては、後ほどご説明いたします。右側の「基本理念と基本目標」についてですが、基本理念は「みんなで創（つく）ろう だれもが心豊かに暮らせる福祉の都市（まち）『にいがた』」です。これは、「だれも」が、ただ暮らすだけではなく、安心して「心豊かに暮らせる」ような価値を持った「福祉の都市（まち）『にいがた』」を、市民・地域団体・行政・関係機関を含む「みんな」の力で創造していくという考え方を表現しています。

また、基本目標は「私たちが支えあい、助け合う地域づくり」「安心・安全に暮らせる地域づくり」「健やかでいきいきと暮らせる地域づくり」「みんなで暮らしを支える情報の共有とネットワークづくり」の4つとなっています。

続いて、裏面、「他計画との関係」でござります。

地域福祉計画は最上位計画である新潟市総合計画の下で進めています。地域福祉推進の理念や方針を明らかにしており、高齢者や障がい者など福祉分野に共通する理念、方針、地域の取り組みの推進方向などを明示しています。地域の仕組みやそれぞれに関係する計画や施策を横断的に定め、総合的に推進する役割を果たすものです。

その下、「計画の期間と評価について」ですが、現在の計画の計画期間は6年間です。地域福祉計画は平成21年度に初めて計画を策定し、その際は、国から「人口規模の大きな市町村や相当な面積を有する市町村においては、地域福祉を推進するに当たり、政令指定都市における区単位といった管内を複数に分割するなど、地域の実情を十分に汲み取って計画を策定することができるよう工夫することが望ましい」とされていたこともあり、行政区を単位として策定しました。その後、平成27年度からの現計画を策定する際、地域福祉のあり方について、市全体の考え方や方向性を示したほうがよいということで、市計画を合わせて策定いたしました。先ほどご覧いただいた見開きのページをさらに開いていただくと、一番中の面には8区計画の概要を記載しております。

続きまして、資料4「国の動向等」をご覧ください。

2015年3月に現計画を策定された後に施行した法律について、時系列で並べています。1枚目の「ア.生活困窮者自立支援法」及び「イ.成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び、2枚目左側の「エ.社会福祉法」については記載のとおりで、説明は割愛させていた



できます。

2枚目の左側、「ウ．再犯の防止等の推進に関する法律」をご覧ください。

同法第8条において、「市町村は、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされています。2017年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」において、下の囲みに記載の7項目が重点課題とされ、市町村においても同計画を勘案し、市町村計画を定めていくこととなります。また、同計画では地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定するに当たり、地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられるとしています。

次に、資料5「新潟市地域福祉計画の位置づけ」をご覧ください。

始めに「新潟市総合計画との関係」です。新潟市総合計画は本市の定める最上位計画で、将来のまちづくりの理念や目指す姿を示すものであり、地域福祉計画は新潟市総合計画で示された将来の本市の3つの都市像のうち「市民と地域が学び高め合う、安心協働都市」を目指すものとなります。

次に「地域福祉計画の構成」です。先ほどご説明したとおり、現計画には市計画と区計画があり、次期計画も同様にしたいと考えています。市計画は、全市横断的な理念・目標を記載し、区計画の具体的な取り組みを後押しするものとし、区計画は、地域づくりの最前線である区において、各区の特性に応じた目標や取り組みを中心に記載することとなります。再犯防止については、主に市計画に記載させていただきます。

次に「福祉に関する分野別計画との関係」です。2018年4月の社会福祉法の改正により、地域福祉計画は福祉分野の上位計画と位置づけることとなりました。また、各分野別計画に記載・進行管理されている各分野の具体的な取り組み内容及び目標等についてはそれぞれの計画に委任し、市計画には記載しないことにしたいと考えています。

次に「地域福祉活動計画との関係」です。地域福祉活動計画は、社会福祉協議会の呼びかけにより、住民や関係者が相互に協力して策定する民間の活動・行動計画です。区計画と地域福祉活動計画は地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強し合う関係にあり、区ごとにより一体的に策定することとなります。

次に「計画期間」です。現在の計画と同様に6年を予定しています。

次に、資料6「関連する計画と計画期間」をご覧ください。関連する各分野別の計画とその計画期間を記載しておりますので、後ほどご確認ください。

続きまして、資料7「新潟市統計情報」をご覧ください。

「1 人口と高齢化率の推移」です。平成27年までは国勢調査の実績値で平成32年以降は将来の推計値であり、平成17年をピークに人口が減少しています。また、高齢者人口は団塊の世代が高齢者になった平成27年に21万7千人となっており、その後も増加傾向で、高齢化率も上昇していく推計となっています。

次に「2 世帯数と世帯人数の推移」です。世帯数は年々増加し、それに伴い、世帯人口は減少しています。

次に2ページの「3 一般世帯における世帯人数別世帯数の推移」です。1人世帯、2人世帯の数が増加し、5人以上世帯の数が減少しています。

次に「4 高齢者単独世帯数と単独世帯数における割合の推移」です。高齢者の単独世帯数が増加しており、単独世帯数における割合も上昇しています。

次に3ページの「5 平均寿命の推移」と「6 新潟市・新潟県・全国の平均寿命の比較」です。平均寿命は男女ともに伸びており、本市は新潟県や全国と比べても高くなっています。

次に4ページの「7 平均余命と健康寿命の推移」です。青色で示されている平均余命は65歳の人があと何年生きられるかという期待値で、オレンジ色の健康寿命は「健康上の理由で日常生活が制限されることなく生活できる期間」であり、介護保険制度の要介護2から5を不健康な状態とし、それ以外を健康な状態と定義づけて算出しています。赤の矢印の平均余命と健康寿命の差が不健康な期間であり、男性は女性よりも不健康な期間が短くなっています。

次に「8 要介護度別認定者数と高齢者人口に占める割合の推移」です。要支援1から要介護5の方の総数は増加していますが、高齢者人口に占める割合は横ばいとなっています。

次に5ページの「9 認知症高齢者数と介護認定者に占める割合の推移」です。この統計における認知症高齢者とは、介護認定申請時における認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準Ⅱaである、日常生活に支障を来すような症状・行動が見られるが、誰かが注意していれば自立できる状態以上に該当する方のことであり、認知症高齢者数は増加していますが、介護認定者に占める割合は横ばいとなっています。

次に「10 生活保護受給者数と受給率の推移」です。リーマンショックの際に受給者数と受給率ともに上昇しましたが、近年は横ばいとなっています。

次に6ページの「11 生活保護受給世帯数の推移」です。世帯数が増加しています。その中でも高齢者世帯が約半分を占めており、そのうち9割以上が単身世帯です。

次に「12 生活困窮者新規相談件数と自立支援プラン作成件数の推移」です。新規相談受付件数は減少していますが、自立支援プランの作成件数は増加しています。新規相談受付件数の減少は、有効求人倍率の上昇や関係機関による支援の強化などが影響しており、自立支援プランの作成件数の増加は、就職した後も再プランを策定し定着支援を行っていることなどが影響しています。

次に7ページの13-1から13-3は、「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のそれぞれの保持者数の推移」です。身体障害者手帳保持者数は減少していますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳保持者数は増加しています。

次にページが飛びますが、9ページの「16 児童虐待対応件数の推移」です。対応件数が増加しています。児童相談所に確認したところ、最も増加している心理的虐待については、児童が同居する家庭において配偶者に対するDVがある事案で、警察からの連絡が増加しているとのことです。また、児童相談所全国共通ナビダイヤルが2015年7月に10桁の番号から3桁に変更され、広報やマスコミ報道で、児童虐待に対する意識が高まったこと、関

係機関との連携が高まったことも、増加の要因と考えられています。ただ今紹介させていただいたもの以外のデータは割愛させていただきます。また、再犯防止に関するデータは、本日の資料Aにて説明させていただきます。

続きまして、資料8「令和元年度 新潟市の地域福祉に関するアンケート結果報告書」についてです。目次の次の1ページ、調査概要の部分をご覧ください。中ほどに「3. 調査設計」ですが、対象地域は新潟市全域、対象者数は満20歳以上の男女個人、標本数は4,000人で、住民基本台帳より無作為に抽出し、郵送により令和元年8月5日から20日の間に実施しました。有効回答数は2,090件で回答率は52.2%でした。なお、現計画を策定する際にも同様にアンケートを実施しており、4,000人を対象に郵送し、有効回答数は2,323件、回答率は58.1%でした。

部分的にご説明させていただきます。まず5ページをお開きください。問7の地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知状況ですが、知っている割合が25.8%、知らない割合が72.6%でした。知っている割合は前回調査からわずかですが上昇しています。

次に8ページをお開きください。問8として、日ごろの生活の中で悩みや不安を感じることにについての質問です。60%弱の方が「自分や家族の老後のこと」や「健康のことについて」と回答しています。また、前回調査に比べ、上から4番目の「介護に関すること」と回答している割合が若干高くなっています。その下「自分や家族が亡くなった後のこと」は、今回の調査で新たに追加した項目です。

次に25ページをお開きください。問13として、福祉について関心を持っていることについての質問です。約60%の方が「高齢者の介護やその予防について」と回答しています。その後、「健康の保持や増進について」「子育てや子どもの教育について」が続きます。前回調査に比べ、上から5番目の「障がいのある人の自立や社会参加について」とその下の「家庭内暴力、児童虐待、ひきこもりなどについて」の割合が高くなっています。

次に37ページをお開きください。問16として、地域の生活で起こるさまざまな問題に対して、住民相互の自主的な協力関係についての質問です。約半数の方が「協力関係は必要だと思う」と回答しています。また、「必要だが難しいと思う」と回答した方も40%以上おり、必要と感じている方は90%を超えています。

次に68ページをお開きください。問21として、住んでいる地域を、より住みやすくするために必要なことについての質問です。半分以上の方が「住民同士の声かけ、助け合いなど『近所づきあい』がある」と回答しており、その後、「緊急時に手助けの必要な人を地域で助け合う体制ができている」「犯罪が起きにくい地域の環境が整備されている」が続き、「犯罪が起きにくい地域の環境が整備されている」は前回調査に比べても割合が高くなっています。

次に76ページをお開きください。問23として、地域の福祉を推進するために新潟市が力を入れるべきことについての質問です。約40%の方が「地域の福祉を担う人材の育成」と回答しており、その後、「地域の課題やニーズの把握」「情報提供や相談できる場所の設

置」が続きます。前回調査に比べ、「地域の福祉を担う人材の育成」「地域の課題やニーズの把握」「サービスが利用できない人への対応」「地域の課題等を共有する場所・機会の提供」の割合が高くなっています。

次に 120 ページをお開きください。ここからが再犯防止に関する質問になっておりまして、全て今回調査で新たに追加した質問です。

問 32 として、犯罪や非行をした人たちが自分の身近にいるかもしれないと思うかについての質問です。約 20%が「そう思う」、約 30%の方が「そうは思わない」、約 45%の方が「分からない」と回答しています。

次に 123 ページをお開きください。問 33 として、再犯防止のために必要と思うことについての質問です。半分以上の方が「保護観察官や保護司の指導の充実」と回答しており、その後に「住居等を確保し生活基盤を築かせる」「被害者等の心情を理解させる」が続きます。また、「分からない」と回答した方も 20%弱いました。

次に 126 ページをお開きください。

問 34 として、地方公共団体や企業は過去に犯罪や非行をした人たちを積極的に雇用すべきと思うかについての質問です。約 25%の方が「そう思う」、約 20%の方が「そうは思わない」、約 50%の方が「分からない」と回答しています。

次に 129 ページをお開きください。問 35 として、再犯防止のために、国や地方公共団体はどのような取り組みを進めるべきかについての質問です。

次の隣の 130 ページをご覧ください。40%強の方が「就労支援」と回答しており、その後に「職業訓練で資格・技術を取得させる」「住居の確保の支援」と続きます。

次の 134 ページをご覧ください。問 36 として、犯罪や非行をした人たちの立ち直りに協力したいと思うかについての質問です。20%弱の方が「そう思う」、約 20%の方が「そうは思わない」、60%弱の方が「わからない」と回答しています。

次の 138 ページをご覧ください。問 37 として、犯罪や非行をした人たちの立ち直りにどのような協力をしたいかについての質問です。10%強の方が「社会を明るくする運動に参加」と回答しており、その後に「更生保護施設等にお金や物品を寄付」「犯罪や非行を防止する団体に加入」が続きます。また、「分からない」と回答した方も 50%弱いました。

以上が「新潟市の地域福祉に関するアンケート結果報告書」についての説明となります。

続きまして、資料 9「新潟市地域福祉計画 体系案」についてご覧ください。左側が現計画の体系、右側が次期計画の体系案となっています。次期計画で新規に掲載予定の部分には「新規」と記載しています。第 3 章の国等の状況は、本日の資料 4 などについて掲載する予定です。また、第 5 章の具体的な取り組みは、資料 5 で説明したとおり、各分野別計画に記載されている施策について、市計画に記載しないこととしますが、再犯防止など、区計画では取り上げにくい施策については、新たに市計画に盛り込んでいく予定です。

現計画もそうですが、市計画は福祉に関する全市横断的な理念・目標を定め、各所属で行っている施策に横ぐしを通すことで、支援を必要としている方に必要な支援が届くための

指針となるものです。次期計画には新たな制度について記載していく予定ですが、その方向性はこれまでと同じものです。

続きまして、資料 10「新潟市地域福祉計画改定スケジュール」についてです。再来年 3 月までのおおまかなスケジュールを表示しています。策定・推進委員会は 11 月 28 日に第 1 回を開催し、スケジュール等を確認していただきました。第 2 回目の策定・推進委員会は明日 26 日に開催予定で、基本理念と基本目標の事務局案を提示させていただく予定です。来年の 3 月に素案を提示する予定で、その後は 2～3 カ月に 1 回程度ご審議いただき、来年 12 月にパブリックコメントを実施し、再来年 3 月に次期計画を策定する予定としています。

分科会については、本日、第 1 回目の再犯防止分科会において、現状の説明と今後の進め方を確認させていただきたいと思っております。次回は来月に分科会の開催を予定しており、再犯防止部分の素案を提示させていただく予定です。素案の審議は最大 3 回を予定していますが、分科会の意見がまとまった後、3 月の全体会に素案を上げさせていただきます。

なお、3 月以降の策定・推進委員会の進捗については、書面等で分科会の委員の皆さまにも報告させていただく予定です。

以上、大変長くなってしまい恐縮ですが、第 1 回策定・推進委員会の資料をご説明させていただきました。ありがとうございました。

(丸田分科会長)

ありがとうございました。では、ただ今の説明に対しまして、委員の皆さまからご質問がありましたらお願いをしたいと思います。いかがですか。

質問が出ないようですので、次に移りたいと思います。

続きまして、議事の(3)再犯防止関連について事務局から引き続き説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の横山でございます。座って説明させていただきます。

まず資料 A「新潟市統計情報(再犯防止関係)」をご覧ください。

1 ページの「1 新潟県における刑法犯検挙者数及び再犯者率の推移」です。刑法犯検挙者数は減少していますが、再犯率は横ばいとなっています。

次に「2 新潟県における新受刑者中の再入者数及び再入者率の推移」です。犯行時の住所地が新潟県であった者の統計で、ほぼ横ばいとなっています。

次に 2 ページをご覧ください。「3 新潟県における出所受刑者の 2 年以内再入者数の推移」です。こちらも、犯行時の住所地が新潟県であった者の統計です。

次に「4 新潟県における協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数の推移」です。協力雇用主数は増加しております。

次に 3 ページをご覧ください。「5 新潟県における保護観察終了時に無職である者の数

及びその割合の推移（仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者）」です。保護観察終了時に無職である者の数は減少しています。

次に「6 新潟県における保護観察終了時に無職である者の数及びその割合の推移（保護観察処分少年及び少年院仮退院者）」です。年によって、ばらつきがあるようです。

次に4ページをご覧ください。「7 新潟県における刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合の推移」です。数・割合とも減少傾向となっています。

次に「8 新潟県における保護司数及び保護司充足率の推移」です。保護司定数1,055人に対するものです。

次に5ページ、「9 新潟県における「社会を明るくする運動」行事参加人数の推移」です。減少傾向となっています。

次に「10 新潟県における刑法犯認知件数の推移」です。減少しており、認知件数の中で窃盗犯の数が多くなっています。なお、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯の内容については、下の囲みをご覧ください。

次に6ページをご覧ください。こちらは新潟市における認知件数で、減少しており、窃盗犯の数が多くなっています。

次に「12 新潟県における刑法犯検挙者数の推移（年齢別）」です。ご覧のとりの年齢別になっています。

次に7ページ、「13 新潟県における刑法犯検挙者数のうち、14歳から19歳と65歳以上の人数及び割合の推移」です。14歳から19歳の割合は減少していますが、65歳以上の割合は増加しています。

次に「14 新潟県における刑法犯検挙者数の推移（罪種別）」です。窃盗犯の数が多くなっています。

8ページをご覧ください。「15 新潟県における刑法犯検挙者数のうち、女性の人数と割合の推移」です。人数は減少傾向ですが、割合は増加傾向となっています。

次に「16 新潟県における覚せい剤取締法違反検挙者数の推移」です。増加傾向となっています。

次に9ページ、「17 新潟県における少年犯罪検挙者数（罪種別）の推移」と「18 新潟県における少年犯罪検挙者数（学職別）の推移」です。14歳以上20歳未満の少年の数で、検挙者数は減少しており、窃盗犯の数が多くなっています。また、学職別では、高校生の数が多くなっています。

次に10ページをご覧ください。「19 新潟県における触法少年補導者数（罪種別）の推移」と「20 新潟県における触法少年補導者数（学職別）の推移」です。14歳未満の少年の数で検挙者数は減少しており、窃盗犯の数が多くなっています。また、学職別では、小学生の数が多い傾向になっています。

続きまして、資料Bをご覧ください。「新潟市地域福祉計画 体系案（地方再犯防止推進計画策定の手引きとの比較）」でございます。地方再犯防止推進計画策定の手引き第2章に

記載されている「計画に盛り込むことが考えられる主な内容とその考え方について」を、左側に記載しています。右側に次期計画の体験案を記載しており、矢印で示した部分に、それぞれ記載をすることになっております。

続きまして、資料Cをご覧ください。「新潟市地域福祉計画 再犯防止に関連する事業について」でございます。これは、現在新潟市で実施している事業のうち、重点課題に対応する事業をまとめたもので、一部福祉総務課として広報などで協力できると思われるものも記載しています。事業がその他の分野別計画に記載している場合は、その計画名、掲載ページ、目標数値等も記載しております。

一番目の「①就労・住居の確保等（1）就労の確保」です。一番上「協力雇用主の紹介」につきましては、新潟市ホームページにおいて、協力雇用主制度について周知を図りたいと考えております。

その下「就労準備支援事業」は、すぐに就労が困難な方に、6カ月から1年間の間、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会を提供するものです。

その下「就労訓練事業」は、一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施するものです。

その下「障がい者就業支援センター」は、就職を希望する障がいのある方の働くための準備、企業での職場実習、就職後長く働き続けるための定着などを支援するほか、在職中の方が抱える雇用・福祉・医療・教育などの課題に対し、関係機関と連携し支援するものです。

その下「新潟地域若者サポートステーション」は、就労に向けた意欲を持ちながらも、悩みや不安を持つ15歳から39歳の無業者、及び概ね40代半ばまでの就職氷河期無業者の職業的な自立に向け支援するものです。

その下「若者支援事業」は、新潟市若者支援センターで相談業務のほか、若者の社会的自立・職業的自立を支援していく事業を行い、また、若者支援センター及び地域で活躍できる若者支援者を養成するものです。

次に、「(2) 住居の確保」です。

一番上「更生保護施設に対する支援」は、更生保護施設を運営する更生保護法人新潟県保護会に対する助成を実施し、支援するものです。

その下「住居確保給付金」は、離職などにより住居を失った方等に、就職に向けた活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給するものです。

その下「一時生活支援事業」は、一定の住居を持たない方に、一定期限内に限り、宿泊場所や衣食を提供し、事業利用中に、できるだけ一般就労に結びつくよう自立相談支援機関が支援するものです。

その下「市営住宅」は、住宅に困っている方が周辺の民間賃貸住宅に比べて安い家賃で入居できるもので、重度身体障がいや視覚障がいのある方向けの市営住宅もあります。

その下「民間賃貸住宅の相談支援」は、県が中心となって設立した新潟県居住支援協議会に新潟市も参画しており、その居住支援協議会では住まいにお困りの方の相談を受け、民間

賃貸住宅などへの円滑な入居の橋渡しの支援を行うものです。

次のページをご覧ください。「② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等（１）生活困窮者等への支援」です。

一番上「自立相談支援事業」は、生活に困りごとや不安を抱えている方からの相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けて支援するものです。

その下「生活保護」は、病気や事故で働けない場合など、何らかの原因によって生活に困っている人に対し、その程度に応じて国が定めた最低限度の生活を保障するとともに、生活・健康の維持向上や自立に向けて支援するものです。

次に「（２）高齢者又は障がい者等への支援」です。

一番上「民生委員・児童委員への情報提供」は、民生委員・児童委員が出席する会議・研修等で、地域福祉計画を周知するとともに、犯罪をした者等のうち保健医療・福祉サービスを必要とする方についての課題を共有させていただこうと考えています。

その下「障がい者基幹相談支援センター」は、障がいがある方が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、自立と社会参加を支援することを目的に、専門の相談員が、各種相談や情報提供など、総合的に支援するものです。

その下「地域包括支援センター」は、介護保険サービスや介護予防に関する相談を受け、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的、総合的に支援するものです。

その下「認知症疾患医療センター」は、保健・医療・福祉機関と連携を図りながら、専門医療福祉相談・鑑別診断・治療方針の選定に加え、関係者に技術援助を行うことにより、地域の認知症患者の保健医療・福祉サービスの向上を図るものです。

次に「（３）薬物依存を有する者への支援」です。「薬物等の依存症対策」は、電話・面接相談や、家族教室・回復に向けたプログラムの運営などを行うものです。

次のページをご覧ください。「③学校等と連携した修学支援の実施等」です。

一番上「子どもの学習・生活支援事業」は、低所得世帯の主に中学生に対し、学習の機会や居場所を提供するほか、専門の支援員が日常生活や学校生活での悩み、進学に関する相談に応じるなど、子どもと保護者の双方を支援するものです。

その下「児童相談所による相談・支援」は、教育や非行の相談など、18歳未満の子どものさまざまな問題について、専門スタッフが対応し、子どもにとってよりよい支援を考え、利用できるサービスの紹介や助言をするものです。

その下「新潟市奨学金制度」は、経済的な理由で修学が困難な生徒や学生に奨学金の貸付を行うものです。

その下「若者支援事業」は、再掲ですので説明を割愛させていただきます。

その下「非行防止対策事業」は、街頭育成活動を通じて青少年非行の未然防止に取り組み、また、青少年を取り巻く社会環境を調査し、環境浄化活動を推進するとともに、青少年の健全育成・非行防止に関する啓発を行うものです。



その下「スクールカウンセラー（カウンセラー等活用事業）」は、すべての市立学校に設置したスクールカウンセラーによるカウンセリングを通じて、子どもたちの抱える悩みや問題の解消・軽減に務めるものです。

次のページをご覧ください。「④特性に応じた効果的な指導の実施等」です。

一番上「新潟市発達障がい支援センター」は、乳幼児から成人までの発達障がいのある方とその家族・支援者からの相談に応じるものです。また、必要に応じて心理・発達検査を実施するほか医療相談も行います。

その下「新潟市立児童発達支援センター」は、心や身体の発達に心配のある就学前の児童に対し、毎日の生活や遊びを通して療育するものです。また、ことばが遅いなどのことばの問題、幼稚園・保育園の集団にうまく適応できないなどの相談に応じます。

その下「児童相談所による相談・支援」は、子どもの発達が気になるなど、18歳未満の子どものさまざまな問題について専門スタッフが対応し、子どもにとってよりよい支援を考え、利用できるサービスの紹介や助言するものです。

その下「新潟市配偶者暴力相談支援センター」は、配偶者・パートナーからの暴力で悩んでいる方の相談に応じるものです。

その下「女性相談員による相談」は、夫婦や家族間の家庭内の問題や配偶者からの暴力被害について相談に応じるものです。

その下「アルザにいがた相談室」は、家族・夫婦、対人関係、生き方、DV、性暴力などの悩みについてカウンセリングを行うものです。また、女性の体についての悩みや性に関する悩みなどについて相談に応じます。

次のページをご覧ください。「⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等（1）民間協力者の活動の促進等」です。

一番上「民間ボランティアについて市ホームページでの周知・人材確保」は、民間ボランティアの活動や人材確保について、新潟市ホームページで周知させていただこうと考えています。

その下「更生保護施設に対する支援」は、再掲ですので説明は割愛させていただきます。

その下「更生保護サポートセンターに対する貸付料減免」は、市有施設に開設する更生保護サポートセンターについて貸付料を減免し、活動を支援するものです。

その下「保護司会への補助金」は、保護司会に対する助成を実施し、支援するものです。

次に「（2）広報・啓発活動の推進等」です。

一番上「刑務所出所者等の社会復帰に関する市民の理解促進」は、刑務所出所者等の社会復帰に関する市民の理解促進について、新潟市ホームページで啓発させていただこうと考えています。

その下「社会を明るくする運動の推進」は、社会を明るくする運動を、保護観察所や保護司を始めとする民間協力者と連携して推進するものです。

次に「⑥ 国・民間団体等との連携強化等」です。「国・民間団体等との連携強化」として、

本日お集まりの皆さまを始めとする国や民間団体の皆さまと連携を強化し、再犯防止を推進させていただこうと考えています。

資料Dと資料E「再犯防止推進計画」「地方再犯防止推進計画策定の手引き」につきましては参考にお配りさせていただいております。

以上で資料を説明させていただきました。ありがとうございました。

(丸田分科会長)

ありがとうございました。説明が長くなりましたので、これから少し効率的な議論をさせていただきたいと思います。どこからでも構いませんというふうな進め方も想定していたのですが、大変勝手ではありますが、今日、市から提供いただいた統計情報から市における現状と課題をどのように読み取ればいいのか、そこをぜひ質問を出していただきながら次回以降、何を論点としていけばいいかということで意見を交換させていただきたいと思っています。その後、関連事業を丁寧に整理していただきました。関連事業を概観し、そして、他の計画との関係性を理解していきますと、再犯防止に向けた課題が見えてくるようになります。そういう観点から関連事業の実態・現状や他の計画との関連の中から何を再犯防止に向けた課題として捉えていけばいいのか、この辺についてご質問や意見を出していただきたいと思います。この2点について意見交換ができれば1月の審議においてどこに焦点を当てて意見交換をしていけばいいかという方向性が少し見えてくるように理解しておりますので、そのような進め方でご理解をいただきたいと思います。

では、まず統計情報から新潟市における再犯防止に向けた現状と課題をどう読み取っていけばいいのか、こういう視点からぜひ質問とご意見をいただきたいと思います。どなたからでもお願いいたします。

これは国の機関の方にお聞きしたほうがよろしいかと思うので、どなたにご発言をいただければいいかは委員にお任せいたしますが、新潟県の現状から新潟市の現状を理解していくにはどのような読み取り方をすればいいのか、また、必要な情報としてどういう情報があれば、新潟市の現状と課題を捉えることができるのか。この辺については少しコメントをいただきたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。

これは佐々木所長さんに少しご発言いただけませんか。新潟市における現状なり課題を委員の中でどのように捉えていけばいいのか、そのアプローチの仕方についてご専門の立場からコメントいただけるとうれしいのですが。

(佐々木委員)

新潟保護観察所の佐々木と申します。資料そのものが新潟県の、出典元が大体、大臣官房だとか、そういったところではなかなか全国一律の統計資料みたいなところがありますので、ちょっと端的に言ってしまうと、4番の就労支援の関係で協力雇用主の数とか雇っていただいている数だとか新潟県って4月1日で切ることが、そこでパチンと切るのが本当

に正しい数字になるのだろうかという思いがあります。本当に通常は就労とか、大体10月、公共事業の関係も含め、大体11月がマックスぐらいなので、あとはもう下がっていく。雇用する側も締めてくるという感じにしてあるのかなとは思いますが。

私の感覚からいうと、年間通じると、雇用、保護観察大体350から400人ぐらいが常時なっているのですが、年間を通じると大体50人ぐらいが協力雇用主さんのところで働いて、そこで自立資金をためて、それでまた別の世界って感じ。そういった数字とかも、これも普通の数字なんだろうななんて思って。これだけ見ちゃうと、なかなか見づらいなというそんな思いがありますし、あとは、本当に、会長が言われるように、視点の問題とか、どうか、市というかたちで出していけるような、私もちょっと見ながら、じゃ、ここから出典元を出していけばいいのかという、あとは、国の機関がこれだけそろっているのですが、出せる資料もあれば、出せない資料もあるだろうなど。様々あると思いますので、今後、今会長さんが言われた視点も含めて各、国の機関のほうで、より新潟市に特化したような数値が出していければいいかなと思いますので、今後ともひとついろいろなかたちでご要望をいただいて協議していただければいいかなと思っています。

(丸田分科会長)

ありがとうございました。今日は国の機関から委員としておいでいただいていますので、尾崎委員、いかがでしょうか。どんなふうにアプローチをしていけば新潟市における現状と課題が委員の中で議論ができるのか、アドバイスいただければと思います。

(尾崎委員)

ご質問に対する回答になるかどうかちょっと心もとないのですけれども、まず前提として、新潟少年学院に収容されている少年というのは、別に新潟県で生活している子だけじゃなくて、関東の周辺から来ていますので、当院に収容される少年の特性が、イコール新潟県、あるいは新潟市の特徴と本当に一致したものになるか分からないのですけれども、例えば、配布資料Aの中の9ページの18ですかね。「新潟県における少年犯罪検挙者数(学職別)の推移」というところで、先ほどデータをお出ししていただいたところなのですが、たぶんこのデータからは見えてこない現場の感じとしましては、当院の場合、これは先ほど説明したように50名程度収容しているのですけれども、非行の内容としましては、非常に特殊詐欺が多いというのが特徴と言えます。だいたい3割強くらい、この少年が特殊詐欺に関与して少年院送致となっているというような状況としてあります。たぶんこれはもう、恐らく関東では常に特徴的なのでしょうか、日本全国そういう傾向が広がっているとなっております。

あと、特に最近に関していうと、薬物非行。特に大麻を使用する子が増えている傾向にあるなということが感覚的に、というかたちになります。これなんかも長岡市内で大麻を使用した高校生が10人くらいだったということを伺っていますけれども、そうしたとこ

ろが人数としては増えているので、そこに対する有効な手立てを打つてというのがトータルで見れば、再犯再発行為率を下げるというふうなところに直結してくるのではないかなと思います。

今私がお話したのは少年院施設の傾向ではありますけれども、逆に、刑事施設のほうで言いますと、以前から窃盗と覚醒剤がそれぞれ3割程度で、しかも窃盗と覚醒剤は非常に再犯率が高いという特徴がある。そういう点では再犯率の高いところに必要な再犯防止策を施設のほうではやっていくし、それで社会に出た後も保護観察などの中で社会の仕組みを意識していくということが重要なかなと思います。

(丸田分科会長)

ありがとうございました。関連いたしまして榎本委員、いかがでしょうか。それこそ司法統計から、あるいは県の犯罪統計から新潟市の現状と課題を明らかにしていく上で必要なデータもあるでしょうが、そこでは限界があるかと思しますので、その辺をどんなふうにしてアプローチしていけばいいのか、ぜひ助言をいただければと思います。

(榎本委員)

刑事施設の実状としましたら、新潟刑務所は犯罪傾向の進んだものを、要するに、何回も出入りしているものを収容しています。全国的には犯罪傾向の進んでいないところの収容するところもありますので、一概に新潟で確認したものが全部通用するというものではございません。また、当所は関東のほうからかなりのもの来られていますので、出所時に居場所がない、働くところがないというもので新潟出身ではないのだけれども、要するに、他県の出身の者、また、犯罪を起こした者を他県によこす。こういうものも希望すれば新潟で働いて、住まいも住めるというふうな状況になりますので、なかなかこの資料からいくと、新潟県内の犯罪と出所者の人数だとちょっとズレが出ていくこともかなりあるのですけれども、ただ、再犯防止にあたっての全国的なものでございますので、いろいろと新潟市にも策定していただいた計画でも、出所後のフォローアップ関係も考えて、また、うちのほうとしても、うち独自の統計的なものを提出させていただいて、皆さまにまた検討していただければということを考えております。

(丸田分科会長)

ありがとうございました。では、他の委員の方々でここまでのやりとりを踏まえて、ご発言いただけたらと思いますが、どなたかいらっしゃったらお願いします。

更生保護制度の中で保護観察は大事な役割を担っていただいているのですが、このデータに何かをプラスしていけば、あるいは、補助的な資料を出していけば、新潟市における保護観察の現状や課題をこの場で議論していけるような方向性というのは出てまいりますか。会長さん、よろしいでしょうか。

(寺山委員)

保護観察を受けているものは、保護司が担当するわけですが、それは保護観察所のほうから依頼を受けるのですが、その各区のデータはありますけど、地域で保護司がその中で活動していく場合ですと、再犯関係については非常にその辺の接点が難しいです。個人のプライバシーを厳守しなければいけませんので、特に保護観察の場合ですと、要は、犯罪中なわけですから、悪くいくと少年院。だから、保護観察処分になったわけですから。そういう人たちと接触する中で、保護司の立ち位置というのは非常に難しいので、それと再犯防止というかたちで対処していきますので、中心になってしまうと非常に難しいので、他よりもアンバランスになって非常に難しいです。ただ、逆に私、この資料の5ページの、新潟県における社会を明るくする運動の行事参加人数の動向の推移がありますけど、もう4月1日を始めにやっているのですが、この統計がまたちょっと減っていますよね。非常にこれ、六十何回もやっているのですけれども、非常にこう、なかなか県民市民区民に伝わりきれないものがあって、また、新潟市においても、各区において再犯、社会を明るくする運動推進委員会を各区長さんが代表として保護司とともに、各地域のボランティアの皆さんと活動しているのですが、なかなかその活動自体が、市民に渡り切れない。通称私ども社明運動と言っているのですが、それでなんか、まだまだ通用しきれない。このあたりは、やっぱり私どもも再犯防止推進会議の中で、これらの点も含め、もう少し見直しながらこの活動をするしかないのかなと思っています。詳細のことについては、またいろいろ問題がありますので、それはあとで触れたいと思っておりますので、保護観察担当者とかかわりと再犯防止推進会議はこのへんがちょっと難しい点がありますので、個人のプライバシーを私も尊重しなければいけませんので、その点は非常に難しいですね。

(丸田分科会長)

ありがとうございました。今のようなご発言をいただけると大変助かります。といいますのは、啓発に関する事業名と内容はあるのですが、それが各分野別の福祉計画の中でどのように対応されているかということになると、今日、事務局から提出いただいた資料では分野別計画の中に個別に盛り込んでいないということが見えてくれば、この計画の中に何を反映をさせていけばいいかという議論になっていくのだろうと思います。

(寺山委員)

すみません。もう一つ。更生保護のサポートセンターというのは、今、全区にほぼ設置しておりますので、それで、県内にもほぼ21地区のサポートセンターがあるし、新潟市の4地区においても、5区役所内とかそれぞれの福祉施設の中にもそれぞれ若干違いますけれども、先ほど資料にもありましたけど、更生保護サポートセンターが新潟に東区の場合は東区役所の内にあります。この辺がいろんな意味で、これから市民に対して看板の意味

というのが何の会だというふうに質問を受ける場合もありますし、その更生保護のサポートセンターが今後の場合は、そういうただ保護司という立場の役割、立ち位置でいくとなればサポートセンターがいろいろな再犯防止計画の中には違うかたちで入っていくのではないかなと思います。

(丸田分科会長)

ありがとうございました。では、いかがでしょうか。

(石曽根委員)

協力雇用主会としてお話をさせていただきたいのですが、本来であれば新潟市の協力雇用主会の方がこの席にいるのが通常だと思うのですが、まだ新潟市の協力雇用主会というのは、できて年数も浅い。それから、会員の数も少ないということで私の出席になったと思うのですが、保護司と協力雇用主の連携ということで寺山委員さんにお話ししたいのですが、今、上越のほうで対象者がいた場合に保護司の方がもし仕事を探している対象者がいた場合に協力雇用主会に声をかけるんですね。そのとき私が会長で、その対象者と面接をして、その後、どの地域、そしてどんな職種を探しているかということでその就労支援をお手伝いするわけなんです。そういったことをしていかないと通常は対象者というのは刑務所、少年院を出た後、昔の仲間を通じての仕事探しというのがほとんどなんですね。その辺をきちんと、やっぱり保護司と協力雇用主で連携を取っていかないと、やっぱりいろいろな再犯につながるような状況というのが起きてきますので、新潟市の中でも、ぜひ協力雇用主の会員を増やす。いろいろな職種の人をそこで充足させるというようなことをぜひ、よその市から本当に失礼な話かもしれないのですが、ぜひこの新潟の中心となる、新潟市でそういった協力雇用主会の充実を、ぜひこれからお願いしたいなと思います。

(丸田分科会長)

会長、要望がありました、いかがですか。

(寺山委員)

協力雇用主の件については、私のほうも指導を受けながらやっていますし、実際、今、新潟市内では北区には協力雇用主会があります。残念ながら、東区とかにはない。その市全体での関わりは、まだ組織されていない。ただ、北区にはあって、西蒲区にはありますけど、区の中に組織をしている区と、全くしていない、ただ、していない区において、協力雇用主がいないかという、そうじゃない、いるんです。その組織ができていないというのは事実です。だから、今後本当に再犯防止については、協力雇用主の関わりは非常に重要になっていますから、早急にできれば組織化したいと思っております。ただ、非常に保護観察中の人たちの雇用となると非常に難しいわけです。本人の意見を尊重しなければならないですね。

「こういうところがありますよ」というと、「いやあ、嫌だ」「いや、こういうのがある」「あれも嫌だ」と非常にその人の「いいじゃないの」って、「これもこうだから」といっても、「いやあ」というかたちで非常に難しい面もある。合う人は合えばいいのですが、非常に難しい。そしてまた、一概に言えませんが、1つの例としては、やっぱり雇ったらいいですねと言いますね。それも長続きして1カ月とか2カ月、半年はいてくれればいけれども、やっぱりそういう人に限ってはやっぱり短期間、下手すると、1週間2週間もなく、3日4日で辞めるとか。そうすると、せっかく保護司が紹介しても協力雇用主が「何だいな人は。もう駄目だ」ってなっちゃう。そういうケースがままあります。それは非常にまずいです。だから、そういったものが2回も3回も保護司として協力雇用主に行っても「保護司さん、駄目だよ。あんな、ああいう人たちだけ」とこういうかたちになった事実があります。だから、そういう人だけ、そういう事実があるから、全くしないというわけにはいかないけれども、これはもうわれわれ保護司自体の認識も少し変えなきゃいけないだろうし、当然それに向けて協力雇用主に対する理解度をやっぱり深めていかなきゃいけないと思います。その辺は多少担当もありますので、観察所からの指導を受けながらやっていくしかないのかなと思っています。ただ、私ども保護司は民間のその辺にいるおじさん、おばさんなんです。その中で活動するわけですから、どうしても限度があります。この辺は理解していかないといけませんので。ただ、保護司という職を受けた以上、それが義務の範囲内でやるしかないのかなという気がしています。

(丸田分科会長)

よろしいでしょうか。

(山本委員)

保護会の山本でございます。市民からの視線を考えると、再犯防止推進計画がどうして必要なのか、という視点があると思います。新潟市の統計情報ということで出されておりますが、市じゃなくて県であったり、それがまず1つ。統計情報を出すのであれば、再犯防止推進計画の策定が必要なんだという情報であった方が良いと思います。県も同じで、こういうふうに並べてあるのですけれど。ただ単に図表を並べるのではなく、事務局さんがさっき説明して戴いたように、例えば、この図表は再犯率の高いことを表していますとか。全ての表に必要なとは思いませんが、その表毎に、必要な所にコメントを入れていって、再犯防止推進計画は、市として策定しなければならない事を、市民の皆様に理解していただく事が重要だと思います。そのためには、次期計画の中で、この統計情報を示すのであれば、市民の皆様が必要性を理解できるように、もうちょっと工夫した図表にさせていただいた方がよろしいんじゃないかと思います。以上です。

(丸田分科会長)

大変重要なお指摘をいただきました。1回、事務局からもしコメントがあればお願いをいたします。

(事務局)

ありがとうございます。ただ今のご意見をいただきまして、今後、素案を提示させていただいたことになります。その際には、今いただいたご意見、参考にさせていただきながら市民の皆さんにも分かりやすいようなかたちにしていきたいと思っております。ありがとうございます。

(丸田分科会長)

他にいかがでしょうか。

(内山委員)

少年鑑別所の内山です。今ほどの意見と似ているところもあるのですが、先ほど事務局から紹介していただいた市民を対象としたアンケートの結果でやっぱり再犯防止に関するところが「分からない」という回答がとても多かったところが一番特徴なんじゃないかなと思っているので、それを少し変えていくということが1個必要かなと思っています。この再犯防止計画が福祉計画の中に位置付けられたということは、非行犯罪した者の支援に携わっている者としてはすごく画期的だし、とても素晴らしいなと思っているのですが、たぶん市民の方から見ると、なぜ再犯の人が福祉のところに入っているかと思ってしまうのかなと思ひまして、そこら辺は何かつなげるような説明ですとか、資料があるといいかなと思います。

私どものほうで預かっている少年に関していいますと、非行した人ですけれども、そもそもが虐待を受けているとか、家庭が貧困家庭であるとか、やはり福祉の支援とも関わりがとても密接な子を預かっている感覚でいるところがありますので、それを現場からいろいろなかたちで情報発信していくことも、私どもとしても必要なことだなと思っています。

それから、少し観点が違うのですが、統計で少年の犯罪に関するところなのですが、県の犯罪の資料で17です。少年犯罪検挙者数の数を統計として載せてあるところなのですが、少年犯罪って、少年非行って考えたときに刑法犯と特別法犯の数字と合わせて非行少年と捉えることが多くて、特別法犯というのは、例えば、道路交通法とか薬物の大麻取締法とかは、特別法犯のカウントになるので、私、最初これを見たとき、326って、それ少ないなと思って、なんでだろうと思ったら、たぶん道交法とかそういう特別法犯が抜けているところがあるかなと思いましたので、ちょっとどうしても統計の取り方が別になってしまうので、資料として探しにくいところがあるのですけれども、全体像をつかもうとすると、そこが必要かなということ少し思いました。以上です。



(丸田分科会長)

ありがとうございました。今のようなご指摘をいただけると大変助かります。何かコメントありますか。

(事務局)

ありがとうございました。こちら、新潟県の犯罪という統計資料を基に作成しております、今いただいたご意見を基にどういったデータがあるか確認させていただきたいと思えます。

(丸田分科会長)

では、佐々木委員お願いします。

(佐々木委員)

保護観察所の佐々木と申します。市の計画のラインとなると、どうしてもわれわれ、大きなものよりも本当に個別にみたいな感じで、実際使えるものというとな変なのですけれど、そんなふうを考えてしまう。あまり大きいものよりは。そういったときに、例えばこういった例なのですけど、3ページの新潟県における保護観察の終了時に無職である者の数とかその割合の推移とかっていうところでポーンと載せているのですけど、先ほど一番最初にお話したとおり、保護観察になる人たちは、それこそ中学生から、本当に今の方、最高齢は80代です。そうすると、そもそも働けない人だって、期間を満了すれば載っかっているという、そういったところもあって、いわばその福祉的なものの支援を受けている者がどれほどいるのだろうか、そういったところとか、あと、もう一つ4ページの7のところでも、例えば、帰住の先がない。更生保護施設に帰住をするとすると、これ帰住先があると思っっているのです。そういったカウントになるわけで、更生保護施設とて、永住の場所では、終の棲家ではないというところで、そういった先がどういったこうかたちになっているのかとか、そここのところをちょっと細かく話していただければ自ずとどこに力を入れなければいけないかとか、そういったものが見えてくるのかなという、そんなかたちで議論を進めていただければいいかなと思っていました。

(丸田分科会長)

ただ今の意見はぜひ意見として受け止めたいと思います。

(事務局)

はい、ありがとうございます。今ほどの3ページの5の保護観察終了時に、無職である物の数について、実はこのデータをもらうときに、新潟市の状況をいただけないか問い合わせたところ、このデータを使用してほしいと回答をいただいたものです。また、今ほどのお話

にもあった帰住先がない方という中で、そういった施設ごとのデータというのも出せるのかどうかというもお聞きして、可能な限り市のほうも情報収集したいと思っております。ありがとうございました。

(佐々木委員)

例えば、無職というところに反映するわけじゃないですけど、本当に保護観察対象者もいっぱい手帳を持っている人たちとか、精神疾患を持たれている方とか、そういった方々をどうつなげていくかということのほうはものすごくわれわれとしても大事なところですし、なかなかそういった方が、福祉の生活というところまでは行かないにしても、やっぱり生活保護だけで生きていくのと、そこに仕事があるということでは、生き方が全然違ってきますので、どうやって出せばいいのかっていうのは、私も今、自分で話していて頭の中ぐるぐるしているんですけど、実際のところ、本当の中身の議論をしたいと思っておりますので、本当に工夫しながら、われわれも出せるものは出しながら議論をしたいと思っておりますので、よろしく願いできればと思っております。

(丸田分科会長)

はい、そうしたいと思っております。まだご発言いただいていない方いらっしゃいますので、鈴木委員、いかがでしょうか。

(鈴木委員)

新潟県弁護士会の鈴木です。弁護士会ではあまり個人との弁護士が弁護人として活動しているので、全体的な経過とかはちょっと集めてはいないのですが、私も支援したことのある方で、結局刑務所に入ってから、じゃあ、出る先どうしますかって、保護観察の話をする、結局帰る家ありません。当然働くところもありませんという方が、また協力雇用主さんがいらっしゃるのですけれども、働く協力雇用主さんのところが、受け入れてくれるところがあるとしても、住む場所がセットで近くに確保ができないと、結局通えません、で寮のある協力雇用主さんが、寮付で迅速に入所して働けるといところまである協力雇用主さんということをちらっと聞いたのは、1つしかないと言われて、これはなかなか。その当時は新潟市内だったか分からないのですけれども、分かったのは1件ぐらいしかない、寮まで提供してくれるところで。なかなかたぶん新潟の刑務所に入っている方はやっぱり新潟に家があるとか、新潟出身の方というばかりではないので、そういった新潟県内で出所してから、また働く場所を確保するとなると、住む場所もセットで、住む場所とそこから通える範囲の就労先ってことになる、やっぱり選択肢が限られていってしまうのかなというところで、雇用主さんがすごく増えているんだなというのはこの統計を見て初めて知ったのですけれども、これを現実的に、住む場所もセットで働けるっていうのがないとなかなか選択肢として現実的ではないというところが見えてしまうのかなと思いました。

あとは、犯罪の中でも窃盗犯、覚醒剤がやはり再犯率が高いという結果なんですけれども、その中で、経済的な事情とかそういうもので犯罪を繰り返してしまう方と、中にはやっぱり病気があって、窃盗なんかでも、それはお金がなくてそれを繰り返すのではなくて、ただ単に薬とかドラッグを取らずにはいられないというのが、窃盗率なんかは本当に依存症ということで、再犯防止のために働く場所を確保するというよりも治療が先だというケースもあると思いますので、その辺のところも再犯防止という意味ではやっぱりこれからその障がい者の方で犯罪をする方もいますし、高齢化もあるので、その辺の治療という観点も必要なのかなと思いました。

(丸田分科会長)

ありがとうございました。今のご指摘と、現在の新潟市における再犯防止に関する関連する事業等が突合していきますと、また議論になろうと思いますのでよろしく願いいたします。二木委員さん、いかがですか。

(二木委員)

更生保護女性会です。私たちはボランティアの立場で犯罪を犯した方たちを見守るってというようなスタンスでやっているのですが、更生保護施設にもボランティアに入って感じるのは、やっぱり働いている人たちがいい方向で続けることが大切だなと思っておりまして、孤立させないようにというのは思います。それで、出て行ってしまったり、少年たちも働き出したり、学校に行き出したりしたら、また元の生活に戻るとというのが一番不安ですので、いい方法をどのように支えていくかっていうことが1つだと思っています。

新しい人間関係じゃないんですけど、どこか立ち寄り場所みたいなもので相談窓口は、新潟市たくさんありますので、障がい者の方とか貧困とかそういうのをちょっと置いて、取りあえずこの場所に行って話ができればどこかにつながるかもしれない。ここにいたら誰々さんとちょっとお話ができるかもしれない。そういう場所を1つ置いていただくとまた少し心の拠り所にできるのかなと感じております。

(丸田分科会長)

ありがとうございました。第1回目の全体会の中で地域をベースにして包括的な総合相談のためのワンストップのサービスの仕組みをどう構築していけばいいのかということも地域包括支援センターの方から意見として指摘がありましたので、今日のご意見も合わせながら今後議論させていただきたいと思っております。

遅くなってしまいました。本山委員、ぜひよろしく願いいたします。

(本山委員)

新潟地方検察庁の本山でございます。私は昨年度から再犯防止、社会復帰支援を担当して

おりまして、傾向としまして、やはり窃盗、万引き犯の方が支援を必要とし、支援につなげていくのが必要かなと思われる方が大多数を占めております。生活困窮とか住居がないとか仕事がないなどという方がほとんどでございました。

先ほどの鈴木先生からもお話があったのですが、やはり中には病的にそういう犯罪をされる方もいらっしゃいます。検察庁で入口支援というのは、とにかく勾留されている間にいかに支援先を見つけるか。釈放される場合に速やかに支援につなげていくかというのが必要になってきます。そうしますと、やっぱり時間的制約、勾留期間がまず原則 10 日間、最高でも 20 日間というかたちになりますので、その間にどういう支援が必要なのか、あるいは、支援先の相談をどこにしたらいいかというのがまず問題になってきますので、今言われましたようにワンストップでどこか支援につなげさせていただくところを、支援の連絡をつなげさせていただくところを設けていただければ我々もよりよく支援につなげていけるのかなと思っております。

やはり中には支援を断る方もいらっしゃいます。そうした場合にはやはり検察庁としては何も個人の希望がなければできないのですけれども、そうでなくて、何かしてほしいのだけれどもどこに相談したらいいかというのが分からないという方のほうがほとんどでございますので、そういう観点からも計画の中でも、できればそういう方をどうしてどういう支援につなげていったらいいかというのを少しご検討いただければありがたいと思います。

(丸田分科会長)

ありがとうございます。県の計画策定のプロセスにおいても、出口支援をもう少し見える化できないだろうかという意見があり、地域に帰っていく相談窓口と相談したらどんなふうにその相談が繋がって地域生活が定着をしていくのか、そのような出口支援の仕組みのところを県民にもう少し見えるようにできないだろうかという議論が出ております。市町村の計画において、そのような考え方を盛り込んだらどうなのかについても、ぜひ議論をさせていただきたいと思います。

一通りご発言をいただきましたが、どうぞご発言がありましたらお願いいたします。

次回以降の審議の仕方なのですが、今日出していただいた意見を事務局で整理し、そして整理した事柄に基づいて必要なデータなり事実を説明していただくだけでいいのか。それとも、整理をしていく中で各委員の方々に意見照会をしていくようなこともお考えなのでしょうか。

(事務局)

まず次回につきましては、本日いただいたご意見等を踏まえながら素案をご提示させていただきたいと思っています。その後、3月までの間に、皆さま方の素案に対してのご意見を伺う場を月1回設けますが、その間、分科会を待たずしてお気づきの点等あれば、質問を出せるにFAX番号やメールアドレスを次の分科会でお示しして随時意見をいただき、

そのいただいた意見を次の分科会でご報告させていただき、事務局の考えを回答していくようなやりとりをしていければと思うのですが、いかがでしょうか。

(丸田分科会長)

今後の審議の進め方についての説明がありました。やはり公表されているデータだけではなかなか現状を整理できないところもありますので、委員の方々がそれぞれの現場の中で事実として認識していただいている事柄を少し明らかにしていただいて、そこから新潟市がどのような現状なのか、その現状の中にどんな課題があって、どのような事柄を反映させていけばいいかという意見をそれぞれの委員の立場からいただきたいと思い発言をさせていただきました。

全体を通していかがでしょうか。

ないようであれば、時間の関係もありますので、いったん事務局にお返ししてよろしいでしょうか。

(司会)

分科会長におかれましては、分科会の進行をいただきましてありがとうございました。また、委員の皆さま、ご審議いただきましてありがとうございました。次回は、素案を提示させていただきたいと考えています。

以上で第1回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会再犯防止分科会を閉会いたします。ありがとうございました。

(終了)